事例No.	76
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	群馬県

事例区分	第三セクター

タグ	・土地開発公社 ・組織改革 ・公共施設活用

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（解散）

事例内容・タイトル

公共用地先行取得の県直営化による解散

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	公共用地先行取得の県直営化による解散
団体名	群馬県
法人名	群馬県土地開発公社

＜地方公共団体のデータ＞※

人口（人）	2,005,339
標準財政規模（百万円）	441,768
財政力指数	0.60277

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口（平成 28 年 1 月 1 日時点）
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

群馬県	20（100.0%）
役職員数（人）	26

[経営状況]

（単位：百万円）

経常収益	2,156
経常損益	▲28
当期純損益	32

資産	2,399
負債	936
純資産	1,463

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点（清算結了時）又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点（清算結了時）又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要]（設立目的、業務概要等）

群馬県土地開発公社は、県の開発計画に即応し、公共用地の取得等を行うため、昭和 45 年に（財）群馬県土地開発公社として設立され、その後、「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和 48 年 9 月 1 日施行）に基づき、昭和 48 年 11 月に群馬県土地開発公社に組織変更された。同公社は、公共用地の先行取得、国や地方公共団体等の委託に基づく、土地取得のあっせん、調査、測量等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与してきた。





1．本事例の概要（取組の内容、ポイント）

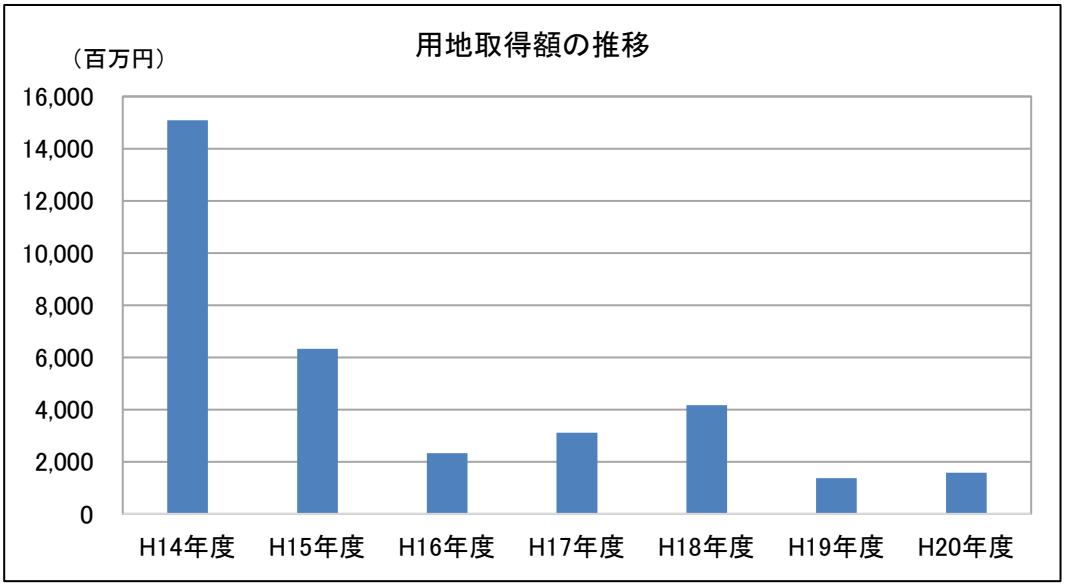
当該事例は、行政改革の一環として公社・事業団（県の出資等の比率が 25%以上の団体）の見直しを行う中で、群馬県土地開発公社の解散を行った事例である。

具体的には、同公社については、道路整備等の大規模な用地取得がほぼ終了し業務量が見込めなくなってきたことや、地価の継続的な下落傾向に伴い土地の先行取得の必要性が低下するなど、公社の存在意義が薄れつつあった。一方、群馬県では、公社・事業団の見直しを行政改革の取組の一つに掲げて進めてきたところであり、土地開発公社のあり方の検討を行い、平成 21 年 8 月に同公社を解散し、公共用地の先行取得については、県が特別会計により実施することとした。

2．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

群馬県土地開発公社は、当時の地価高騰を背景に、公共用地の先行取得等を行うことによって、公共事業を円滑に実施していくため、昭和 45 年度に（財）群馬県土地開発公社として設立され、「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和 48 年 9 月 1 日施行）に基づき、昭和 48 年 11 月に群馬県土地開発公社に組織変更された。

同公社は、こうした設立の背景や目的を踏まえ、主に、国や県の委託に基づく、公共用地の先行取得、土地取得のあっせん、調査、測量等を行ってきたが、平成 6 年度には北陸新幹線用地取得事業が終了したほか、平成 15 年度ごろには、主柱業務であった北関東自動車道などの用地買収がほぼ終了するなど、大規模な業務が見込めない状況となってきた。また、地価の下落傾向の長期化に伴い、公社の役割である公共用地の先行取得の必要性が低下し、公社の存在意義が薄れつつあった。（用地取得額　平成 14 年度 15,083 百万円　→　平成 20 年度 1,578 百万円）



一方、本県では、公社・事業団等の見直しを行政改革の重要な柱の一つとして位置づけ、統廃合、業務や組織の見直しを進めてきたところである。「第三次・群馬県行政システム改革大綱」（平成 14 年 3 月策定）において、個々の公社・事業団について見直しの方向を設定し、団体の廃止・統合などを進める方針を掲げるとともに、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間を公社・事業団の集中見直し期間として、具体的な見直しを進めることとした。これを契機とした全庁的な取組の中で、同公社の見直しの検討に着手した。

3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

公社・事業団の集中見直し期間（平成14年度から平成16年度）において、個々の団体ごとに具体的な見直し方針を決定することとしたことから、平成16年度は、団体の存在意義を再検証し、統廃合の是非を検討するのではなく、統廃合を前提とした見直し作業を進めた。また、見直し作業においては、団体を設立した必要性や目的、社会情勢の変化を踏まえた団体の存在意義、団体運営上の課題や問題点等を踏まえて、見直し方針を検討していくこととした。

群馬県土地開発公社については、主柱業務であった北関東自動車道の業務終了等による業務量減少を踏まえた今後の経営状況の見込み、今後の公共用地の取得をどのように進めていくかといった点に関する検討を進めた。その結果、大規模な用地買収業務がほぼ終了し、今後大規模な業務が見込めないこと、公社による公共用地の先行取得の意義が低下していることから、同公社について、解散を前提に今後のあり方を検討するとともに、県の人的・財政的関与を縮小していくこととする取組方針を平成16年度末に決定した。

(2)取組の具体的な進め方

①庁内連絡会議における検討（見直し方針検討の実施）

個々の団体ごとに具体的な見直し方針を決定することとした平成16年度には、組織、人事及び予算を担当する総務課・人事課・財政課と各部局のとりまとめを行う主管課で構成する庁内連絡会議を設置し、見直し方針の検討を進め、群馬県土地開発公社については、解散を前提に今後の公社のあり方を検討することとした。

②検討委員会における検討（解散に向けた検討の実施）

これを受けて、平成17年8月には、「群馬県土地開発公社検討委員会」（主宰：用地課長）を設置し、同公社のあり方検討を進め、平成18年10月に、同委員会から、平成22年度末に解散するとの答申を受けた。その後、平成19年度には、公社内に「群馬県土地開発公社改革推進委員会」を設けて、解散に向けて諸問題等の検討を進め、解散に先立ち、平成19年度末には群馬県住宅供給公社と事務局（総務部門）を統合し、組織の合理化を図った。その後、平成20年度末に業務を停止し、平成21年6月11日に県議会の解散議決を経て、同年8月31日に解散した。

＜取組のプロセス＞

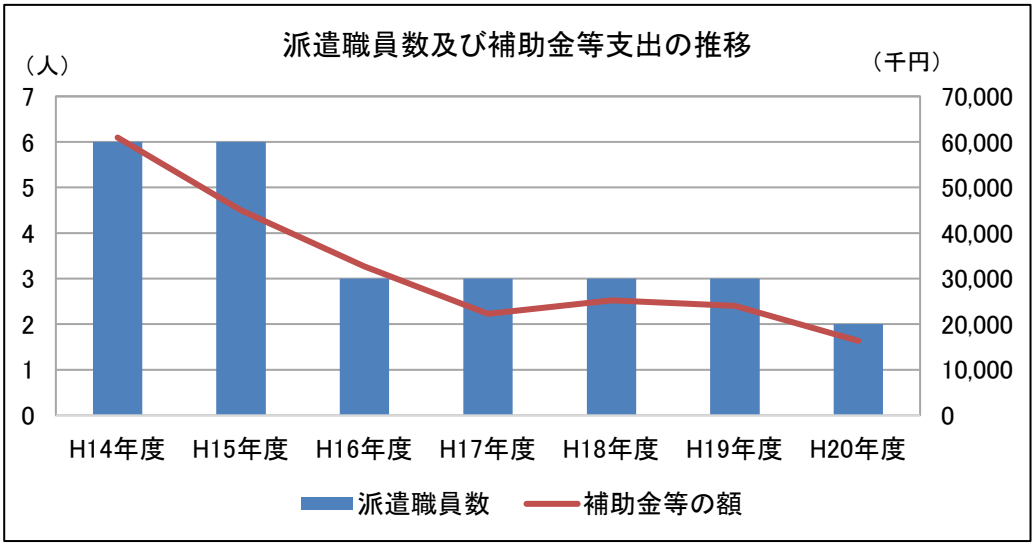
年度	取組内容
平成16年度	庁内連絡会議における具体的な見直し方針の検討・決定
平成17年度	「群馬県土地開発公社検討委員会」（平成17年8月設置）における公社のあり方検討
平成18年度	同委員会の答申（公社を平成22年度末に解散）
平成19年度	群馬県土地開発公社改革推進委員会における解散に向けて諸問題等の検討 土地開発公社と住宅供給公社と事務局統合（平成20年3月末）
平成20年度	業務停止（平成21年3月末）
平成21年度	県議会の解散議決（平成21年6月11日） 主務大臣の解散認可・解散（同年8月31日）

4. 取組の効果

平成 21 年 8 月に解散した群馬県土地開発公社を含め、公社・事業団の見直しを進めた結果、本県では、公社・事業団の数を 41 団体（平成 16 年度末）から 24 団体（平成 28 年 4 月 1 日時点）まで減少させた。

同公社についても、事業量の減少に伴って県派遣職員数や補助金等を大幅に削減し、解散に向けて県派遣職員などの人的関与や補助金等の財政的関与の縮小を進めることができた。

・派遣職員数：平成 14 年度 6 人 → 平成 20 年度 2 人
・補助金等支出（予算額）：平成 14 年度 60,963 千円 → 平成 20 年度 16,339 千円



5. 今後の課題（今後の方針、残された課題等）

群馬県土地開発公社の解散後は、それまで同公社で行っていた公共用地の先行取得については、県の特別会計である「用地先行取得特別会計」により、県が実施することとした。

6. 他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

公社・事業団の見直しにあたっては、団体の廃止・統合のほか、事業の見直し、組織の見直しなどを進めることとしており、群馬県土地開発公社については、解散に向けた検討とともに、組織や業務の見直しも並行して進め、平成 21 年 8 月の解散に先立ち、平成 19 年度末に群馬県住宅供給公社と事務局（総務部門）を統合した。

また、本県の土地開発公社は、国又は県の業務委託による公共用地の取得を業務の中心とし、取得した公共用地の国や県への引渡年度も決まっており、長期にわたり保有していた土地等もなかったことから、比較的スムーズに業務の整理を進めることができた。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	群馬県総務課	連絡先	027-226-2027